

第1回 重層的支援体制整備事業に関する福祉専門職（※）との意見交換【要旨】

※社会福祉士及び精神保健福祉士の有資格者

- 【日時】 令和2年8月13日（木） 10時45分～12時
- 【場所】 北部保健福祉センター 会議室1
- 【対象者】 生活保護査察指導員1名（7年目）
生活保護ケースワーカー3名（4年目2名、5年目1名）
しごと・くらしサポートセンター生活困窮者自立支援相談員1名（3年目）
精神保健福祉相談員1名（1年目、※ケースワーカー経験3年）

国の資料をもとに重層的支援体制整備事業についての説明を行った後に、福祉専門職から現状での連携のための課題認識や事業の必要性について意見交換を行った。

1 連携についての課題

(1) 庁内連携における課題認識

- 平成30年1月の二所化により、生活保護、生活困窮、障害者支援、児童支援、地域保健の窓口が1フロアとなり連携しやすくなったものの、支援対象者の今起きている課題の直接的な原因に関わらず、「生活保護受給者はケースワーカー」「精神疾患があれば精神保健福祉相談員」と、対象者との関わりのみで主担当を丸投げされることが多い。
- 生活保護ケースワーカーと精神保健福祉相談員の間では仕事のふり合いになることも多く、連携が取れているという実感が無い。同じように、他部署でもそれぞれが「丸投げされている」と感じているのではないか。
- 引きこもり案件は精神疾患が疑われることが多いといった理由で、課題が明らかになっていない状況でも精神保健福祉相談員が主担当として仕事をふられることがある。
- 課題が複合化しているケースで、どこと連携すればよいか等の判断ができないまま、ケースワーカーが一人で抱え込んだり、ケースワーカーが連携の必要性を感じて他課に話を持って行っても調整に時間がかかることがある。

(2) 外部機関との連携における課題認識

- 支援対象が複数の課題を抱えている場合、それぞれの課題に対応する各担当課や支援者はそれぞれに支援のプランを持ってはいるが、共通のプランを持っていない。
- ケースワーカーは2～3年で担当地区が変わるため、対応に迫られる課題のみに対応しており、援助方針を立てる際にも中・長期の目標を意識することが難しく、関係機関や他課と意見交換をしたり情報収集をしたりする機会が持ちにくい。
- 人事異動で中堅、ベテランのケースワーカーも減ったため、以前のようにケースワーカー同士で援助方針や社会資源の活用についてアドバイスし合うことが難しく、また、経験年数が少ない査察指導員も多いため、社会資源等についての助言を得ることが難しくなっている。
- 様々な機関と連携するためには、支援会議等呼びかける主担当の負担が大きくなるため、行政内部で主担当をどちらがするかで調整がスムーズにいかない。
- 支援会議の必要性を感じても、呼びかけた担当が今後のすべての支援の主担当となるイメ

ージを持たれるため、会議の必要性を感じても課内で言い出しづらい。

- 生活保護業務においては客観的な訪問実績が評価の中心となりやすく、支援にかかる関係機関との調整等に時間をかけることが評価されにくい。そのため、査察指導員に個別支援会議の必要性を理解されない。
- そのため、ケースワーカーの社会資源をコーディネートする役割を職員内部でも十分理解してもらいにくい。

2 重層的支援体制整備事業について

- 関係機関と協働してアセスメントすることで、様々な視点での気づきが得られると思う。
- 事業を実施することで、課題を整理して支援者間での調整をしてもらえれば連携がしやすくなると思うし、課題が整理されないまま主担当となることによる負担感が解消される。
- 多機関協働事業でプランを立てた上で、支援の段階ごとの主担当を決めてもらえれば、それぞれの役割が明確になり連携がとりやすくなるのではないか。
- 生活保護受給者には親族関係や地域との繋がりが希薄な人も多いため、重層的整備支援体制事業を通じて、社会資源とつなぐといった支援ができれば良い。
- 地域で暮らしている上では地域との繋がりは欠かせないものであるが、ケースワーカーは民生委員や地域との距離が遠く感じており、十分に連携ができていない。多機関協働事業の支援会議の実施を通じて、地域と一緒にになって課題解決に向けて関わっていくことができればより良い支援につながると考えている。

以 上